

広報かたひがし

Katahigashi Public Relations

■編集発行／潟東村役場総務課

TEL(0256)86-3111

ホームページアドレス

<http://www.vill.katahigashi.niigata.jp/>

メールアドレス

kikaku@vill.katahigashi.niigata.jp

お知らせ版 政令指定都市 区割り特集

ゆう学館	86-2311	保健福祉センター	86-3729
村民体育館	86-3115	消防署	86-2424

区割りについての意見を募集します

【募集期間 9月8日(水)～10月31日(日)】

潟東村は、平成17年3月21日に新潟市と合併し、合併後の新しい新潟市は、平成19年4月1日を目標に政令指定都市移行を目指します。政令指定都市になると、法律により市域をいくつかの区(行政区)に分けるよう定められており、これまでの任意協議会をはじめとした合併協議や住民説明会などで、行政区の区割りのあり方に、多くの方々から関心が寄せられています。

そこで、新・新潟市が政令指定都市に移行し設置する行政区の区割りについて、合併する13市町村(※)の住民(通勤・通学者を含む)の皆さんの意見を募集することになりました。

今回お示しするA案、B案、C案の3つの区割りパターンは、13市町村の担当部課長で構成する分権研究部会で作成したもので、皆さんの意見をいただくための「たたき台」です。3つのうちいずれかを選択していただくものではありません。

皆さんから3つの案をご覧いただき、多くの方からご意見をいただきたいと思えます。

お考えの際の参考に、この広報のほかに閲覧用の資料を役場総務課窓口に備えましたので、こちらもご利用ください。意見応募の際は、今回一緒に折り込んだ意見応募用紙をお使いください。

なお皆さんからいただいた意見は公表し、合併後設置される行政区画審議会(仮称)にすべて提出されます。そこで皆さんの意見を参考としながら、審議していただくことになります。

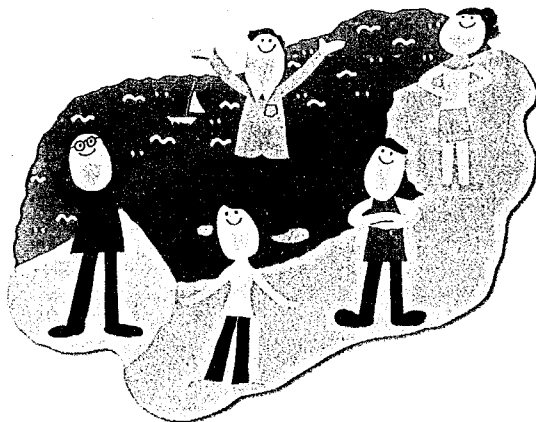
※13市町村・・・新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村

☆意見提出先(下記のいずれかの方法で提出願います)

- 潟東村役場総務課窓口
- 郵便 〒959-0592 潟東村役場総務課 行き(住所不要)
- FAX 0256-86-3109
- 電子メール kikaku@vill.katahigashi.niigata.jp

☆お問い合わせ

新潟地域合併連絡会議 分権研究部会
 潟東村事務局：潟東村役場総務課
 電話：0256-86-3111(代)



◆◆◆◆◆ A案区割りパターン作成の考え方 ◆◆◆◆◆

区	対象区域	人口(人)	面積(km ²)	各区設定の考え方
1区	新潟市北地区事務所管区域①②③、豊栄市	77,858	107.85	○阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	新潟市東地区事務所管区域の一部(木戸地区⑥、大形地区⑦)、中地区事務所管区域④	101,496	35.39	○新潟市の区域の内、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮して一つの区としました。 ○東地区事務所管区域の分割については、明瞭な地形・地物である栗ノ木川を境界としました。
3区	新潟市中央地区⑧⑩、東地区事務所管区域の一部(沼垂地区⑤)、南地区事務所管区域の一部(鳥屋野地区⑪)	158,485	27.27	○新潟市の区域の内、古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区を含めて一つの区としました。 ○南地区事務所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
4区	新潟市石山地区事務所管区域⑨、南地区事務所管区域の一部(曾野木地区⑩、両川地区⑫)、横越町、亀田町	123,780	89.78	○亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	新潟市、小須戸町	76,314	95.19	○小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	新潟市西地区事務所管区域⑬⑭⑮、坂井輪地区事務所管区域⑯、黒埼支所管区域⑰	157,558	88.94	○新潟市の区域の内、信濃川以西の中央地区を除いた区域で、JR越後線や国道116号などの道路のつながりを考慮して一つの区としました。
7区	白根市、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村	83,992	205.53	○信濃川以西で、一部事務組合の設置等によるつながりと、現西蒲原郡としてのまとまりを考慮して一つの区とした。
	計	779,483	649.95	

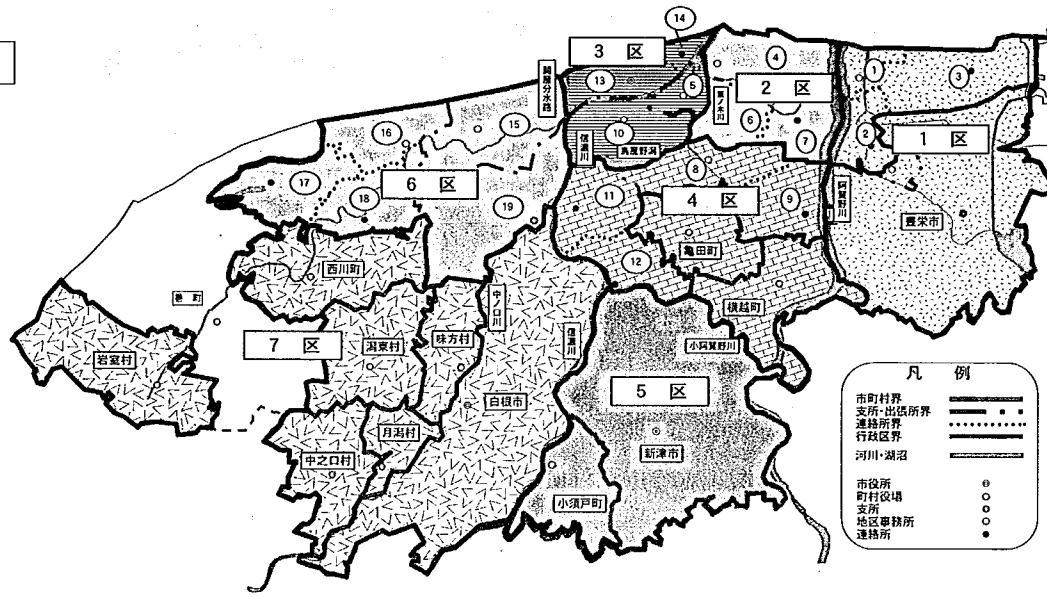
◆◆◆◆◆ B案区割りパターン作成の考え方 ◆◆◆◆◆

区	対象区域	人口(人)	面積(km ²)	各区設定の考え方
1区	新潟市北地区事務所管区域①②③、豊栄市	77,858	107.85	○阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	新潟市東地区事務所管区域⑤⑥⑦、中地区事務所管区域④、南地区事務所管区域の一部(鳥屋野地区⑪)	193,130	52.66	○新潟市区域の内、新潟駅周辺の一体性と、駅・港・空港という機能の結びつきや、市街地の連続性を考慮して一つの区としました。 ○南地区事務所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
3区	新潟市中央地区⑧⑩、坂井輪地区事務所管区域⑮	158,169	31.97	○新潟市の区域の内、信濃川以西でJR越後線及び国道116号の結びつきを考慮して一つの区としました。
4区	新潟市石山地区事務所管区域⑨、南地区事務所管区域の一部(曾野木地区⑩、両川地区⑫)、横越町、亀田町	123,780	89.78	○亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	新潟市、小須戸町	76,314	95.19	○小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	新潟市黒埼支所管区域⑰、白根市、味方村、月潟村、中之口村	81,024	146.67	○信濃川以西の区域の内、「大野郷」と「白根郷」の結びつきを考慮して一つの区としました。
7区	新潟市西地区事務所管区域⑬⑭⑮、岩室村、西川町、湯東村	69,208	125.83	○現西蒲原郡のまとまりと新潟市西地区事務所管区域のJR越後線及び国道116号での結びつきを考慮して一つの区としました。
	計	779,483	649.95	

◆◆◆◆◆ C案区割りパターン作成の考え方 ◆◆◆◆◆

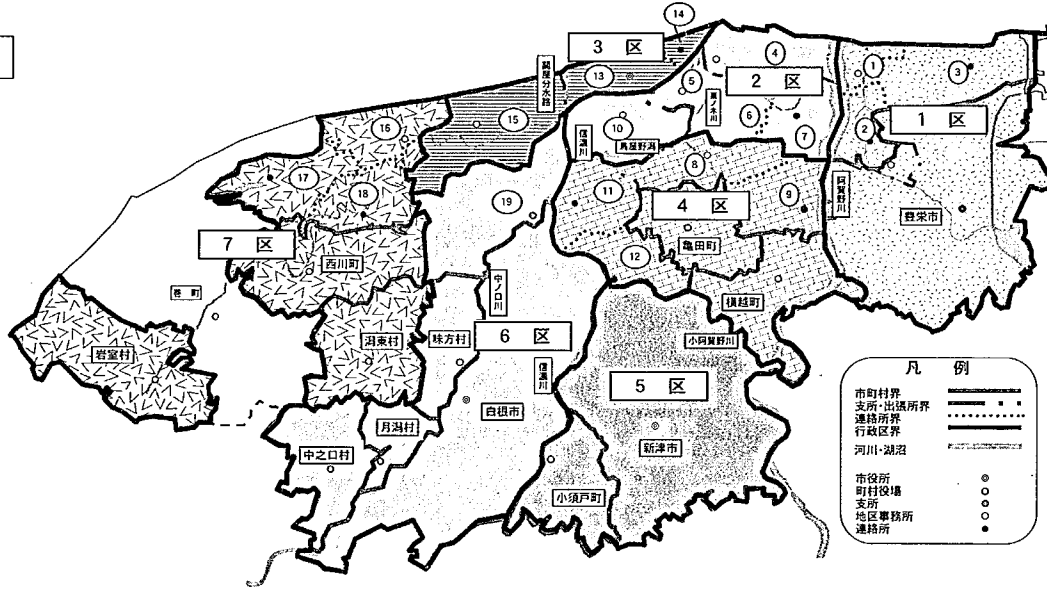
区	対象区域	人口(人)	面積(km ²)	各区設定の考え方
1区	新潟市北地区事務所管区域①②③、豊栄市	77,858	107.85	○阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	新潟市東地区事務所管区域の一部(木戸地区⑥、大形地区⑦)、中地区事務所管区域④	101,496	35.39	○新潟市の区域の内、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮して一つの区としました。 ○東地区事務所管区域の分割については、明瞭な地形・地物である栗ノ木川を境界としました。
3区	新潟市中央地区⑧⑩、東地区事務所管区域の一部(沼垂地区⑤)、南地区事務所管区域の一部(鳥屋野地区⑪)	158,485	27.27	○新潟市の区域の内、古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区を含めて一つの区としました。 ○南地区事務所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
4区	新潟市石山地区事務所管区域⑨、南地区事務所管区域の一部(曾野木地区⑩、両川地区⑫)、横越町、亀田町	123,780	89.78	○亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	新潟市、小須戸町	76,314	95.19	○小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	新潟市黒埼支所管区域⑰、白根市、味方村	70,710	117.47	○信濃川以西の区域の内、「大野郷」と「白根郷」の結びつきを考慮して一つの区としました。
7区	新潟市西地区事務所管区域⑬⑭⑮、坂井輪地区事務所管区域⑯、岩室村、西川町、湯東村、月潟村、中之口村	170,840	177.00	○現西蒲原郡のまとまりと新潟市西地区事務所管区域・坂井輪地区事務所管区域の、JR越後線及び国道116号での結びつきを考慮して一つの区としました。
	計	779,483	649.95	

A 案



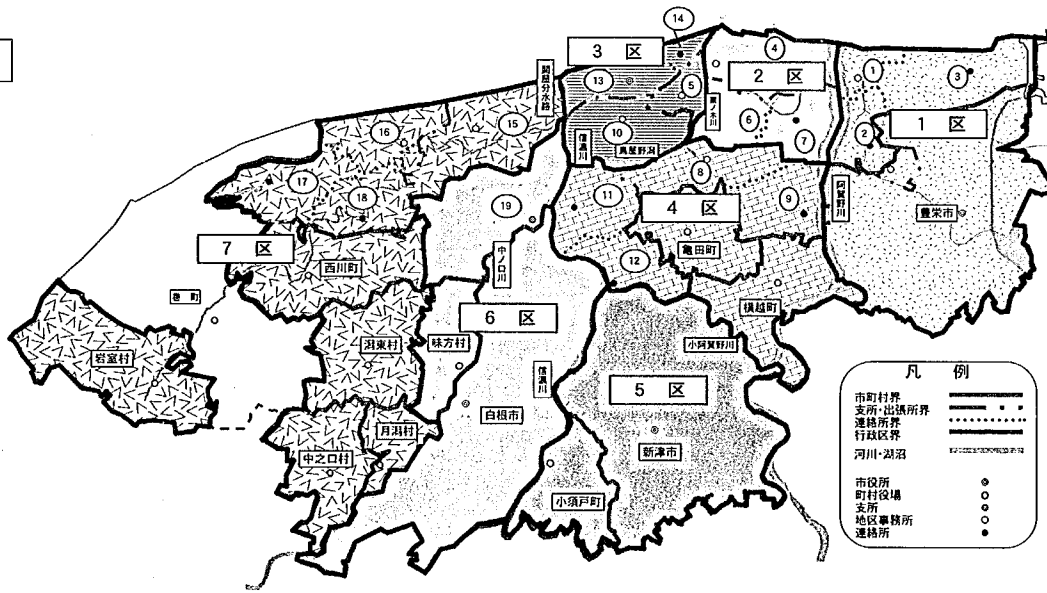
新潟市	
①	北地区事務所管区域(松浜地区)
②	北地区事務所管区域(濁川地区)
③	北地区事務所管区域(南浜地区)
④	中地区事務所管区域
⑤	東地区事務所管区域(沼垂地区)
⑥	東地区事務所管区域(木戸地区)
⑦	東地区事務所管区域(大形地区)
⑧	石山地区事務所管区域(石山地区)
⑨	石山地区事務所管区域(大江山地区)
⑩	南地区事務所管区域(鳥屋野地区)
⑪	南地区事務所管区域(曾野木地区)
⑫	南地区事務所管区域(両川地区)
⑬	中央地区(本庁・関屋地区)
⑭	中央地区(入舟地区)
⑮	坂井輪地区事務所管区域
⑯	西地区事務所管区域(内野地区)
⑰	西地区事務所管区域(赤塚地区)
⑱	西地区事務所管区域(中野小屋地区)
⑲	黒埼支所管区域

B 案



新潟市	
①	北地区事務所管区域(松浜地区)
②	北地区事務所管区域(濁川地区)
③	北地区事務所管区域(南浜地区)
④	中地区事務所管区域
⑤	東地区事務所管区域(沼垂地区)
⑥	東地区事務所管区域(木戸地区)
⑦	東地区事務所管区域(大形地区)
⑧	石山地区事務所管区域(石山地区)
⑨	石山地区事務所管区域(大江山地区)
⑩	南地区事務所管区域(鳥屋野地区)
⑪	南地区事務所管区域(曾野木地区)
⑫	南地区事務所管区域(両川地区)
⑬	中央地区(本庁・関屋地区)
⑭	中央地区(入舟地区)
⑮	坂井輪地区事務所管区域
⑯	西地区事務所管区域(内野地区)
⑰	西地区事務所管区域(赤塚地区)
⑱	西地区事務所管区域(中野小屋地区)
⑲	黒埼支所管区域

C 案



新潟市	
①	北地区事務所管区域(松浜地区)
②	北地区事務所管区域(濁川地区)
③	北地区事務所管区域(南浜地区)
④	中地区事務所管区域
⑤	東地区事務所管区域(沼垂地区)
⑥	東地区事務所管区域(木戸地区)
⑦	東地区事務所管区域(大形地区)
⑧	石山地区事務所管区域(石山地区)
⑨	石山地区事務所管区域(大江山地区)
⑩	南地区事務所管区域(鳥屋野地区)
⑪	南地区事務所管区域(曾野木地区)
⑫	南地区事務所管区域(両川地区)
⑬	中央地区(本庁・関屋地区)
⑭	中央地区(入舟地区)
⑮	坂井輪地区事務所管区域
⑯	西地区事務所管区域(内野地区)
⑰	西地区事務所管区域(赤塚地区)
⑱	西地区事務所管区域(中野小屋地区)
⑲	黒埼支所管区域

◎区割りパターン作成に当たって基本としたこと

(1) 人口規模・区割りの数

今ある政令指定都市を見ると、指定時には1区あたりの人口規模はばらつきがあるものの、平均しておおむね10万人から20万人となっています。行政サービスの提供や住民の利便性、住民との協働のまちづくりを考えますと、小回りの利く人口規模が求められます。このことを考慮しますと、1区あたりの人口規模は、10万人程度が適当であると考えられます。そこで、1区あたりの人口を全区の平均としておおむね10万人とし、区の数、合併後の新市の人口が約78万人であることから、7つとしました。

(2) 市町村界等

新市を構成することとなる現在の市町村は、そこに暮らす住民の日常生活における地域の一体感・帰属意識の源であり、これまで培ってきた伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっています。したがって、新潟市を除く合併関係12市町村については、今の市町村界を分断しないこととしました。

また新潟市は、人口規模から市域をいくつかに分ける必要がありますが、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努めました。このため、自治・町内会の区域や小中学校の通学区域については、現在の支所・出張所の区域と一致しない部分もありますが、今の段階では考慮しませんでした。

◎区割りパターン作成に当たって考慮したこと

区割りパターン作成に当たって基本としたことにしたがって、具体的な区割を検討していく際に、次のことを考慮しました。

(1) 歴史的沿革・地縁的つながり等

市民との協働により地域の個性や特性を生かしたまちづくりをすすめるためには、区民の一体感の醸成を図る必要があります。したがって、市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮しました。

(2) 地形・地物

明瞭な地形・地物は、誰でもが認識しやすく、社会生活上の大きな分断要素であることから、これらを区画線とするように考慮しました。

(3) その他

鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮しました。

政令指定都市 Q & A

◎政令指定都市とは？

地方自治法第252条の19で規定する「政令で指定する人口50万人以上の市」のことをいいます。

大都市における行政運営を合理的、能率的に行い、市民福祉の向上を図るための制度で、一般の市とは異なる行政制度や財政制度上の特例が定められています。

政令指定都市になることで、県から市民生活にかかわりの深い事務や権限が市に移譲され、主体的に政策を立案し、国と直接話し合うことができるようになります。

現在、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市の13都市が指定されています。

◎政令指定都市の行政区は東京都の区とは違うの？

東京都の区は「特別区」と呼ばれ、区長も区議会議員も選挙で選びますが、政令指定都市の区は「行政区」と呼ばれ、区長は市の職員の中から市長が任命し、区には独自の議会はありません。県議会議員・市議会議員選挙では、行政区の区域を選挙区とし、議員定数も選挙区の人口に応じて、区市それぞれの条例で定めることとなります。